

日行連発第342号
令和6年6月11日

各役員様
各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について

標記の件について、総務省から行政書士法施行規則の一部を改正する省令が令和6年5月31日付けで公布され、同年7月1日に施行することとされた旨の通知がありました。各単位会におかれましては、別紙の通知をご確認いただき、所属会員への周知を図るとともに、会員指導等をお願いいたします。

以上

- 別紙1：〈日行連宛〉行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
- 別紙2：〈各都道府県宛〉行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
- 別紙3：行政書士法施行規則の一部を改正する省令について
- 別紙4：行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年5月31日総務省令第58号）

※日行連ホームページの会員専用サイトにも掲載いたします。